

熊本学園大学研究倫理綱領

(目的)

第1条 本学は、平成19年11月27日の「熊本学園大学研究倫理について（学長宣言）」に伴い、本学における研究や学問が適正に行われ、社会的信頼を確保するために、研究者が遵守すべき研究倫理綱領を定める。

(研究者)

第2条 この研究倫理綱領は、次の研究者に適用する。

- (1) 本学の専任の教職員
- (2) 本学における研究や学問に携わる非常勤の講師や研究員
- (3) 研究に携わる大学院生

(基本的姿勢)

第3条 研究者は、真理探求を真摯に遂行し、自らの専門知識の発展に努めるとともに、良心に従い自立的に研究を遂行し、他からの不当な圧力によって研究を歪めることがあってはならない。

(社会的責任)

第4条 研究者は、自らの専門知識の研究成果を定期的に社会に公表し、社会に還元しなければならない。

(研究不正)

第5条 研究者は、自らの研究データの捏造・改ざん及び他の研究者の成果を剽窃・盗用、二重投稿、不適切なオーサーシップ、不正な手段による資料等の取得、公表をしてはならない。

2 不正行為に対応するため、研究倫理教育責任者を置き、研究倫理教育を定期的に行うものとする。

3 研究者は前項に規定する研究倫理教育を受講しなければならない。

但し、他の機関に本務を持つ非常勤の講師、研究員で、研究倫理教育を他機関で受講できる場合はこの限りではない。

(研究資金の使用)

第6条 研究者は、文部科学省など資金配分機関の定めや、本学の規程・規則などに従って研究資金を適正に取扱い、不正に使用してはならない。

(研究資料の取扱い)

第7条 研究者は、調査資料、情報及びデータなどの研究資料を国などの資金配分機関の定める一定の期間、適切に管理・保存し、厳正に取扱わなければならない。なお、国などの資金配分機関で特に定める期間がない場合は、以下に定めるとおりとする。

- (1) 論文等の形で発表された研究成果のもととなった研究資料は、当該論文等の発表から10年間の保存を原則とする。
- (2) 研究資料の内、文書、数値データ、画像などを除く、実験試料、標本、装置などの有体物については、研究期間終了後5年間の保存を原則とする。ただし、保存が困難なものについては、この限りではない。

2 研究者は、第三者による検証可能性を担保するために、前項に定める研究資料を、開示の必要性及び相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない。

(差別の排除)

第8条 研究者は、研究・学問活動を遂行するにあたり、あらゆる局面において常に公正・公平を保ち、思想、信条及び宗教の自由を尊重し、人種、性などで差別的取扱いをしてはならない。

(本学の責務)

第9条 本学は、この研究倫理綱領をより実効性のあるものとするために、関連する諸規程の整備を図るとともに、ホームページ等で学内外に開示し周知徹底を図る。また、この研究倫理綱領に著しく違反した場合、本学は、適切な措置を講ずるものとする。

(改廃)

第10条 この研究倫理綱領の改廃は、学長の発議で常任理事会が行う。

附 則

- 1 この研究倫理綱領は、平成20年1月1日より施行する。
- 2 この改正は、平成28年6月7日より施行する。
- 3 この改正は、平成30年9月25日より施行する。

- 4 この改正は、平成31年3月12日より施行する。
- 5 この改正は、令和元年9月24日より施行する。
- 6 この改正は、令和2年4月1日から施行する。